

東海旅客鉄道株式会社防災業務計画

平成 2 6 年 7 月

東海旅客鉄道株式会社

制 定 修 正	定	昭和62年	8月17日	鉄安	第42号
	正	昭和63年	8月24日	安	第44号
		平成4年	2月26日	安	第303号
		平成8年	5月30日	安	第39号
		平成15年	12月19日	社通達	第57号
		平成16年	6月18日	社通達	第33号
		平成23年	3月18日	社通達	第95号
		平成26年	5月22日	社通達	第18号
		平成26年	6月13日	社通達	第27号

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的	1
第2章 計画の構成	1
第3章 用語の定義	1
第4章 防災対策の基本方針	2
第5章 防災業務計画の見直し	2

第2編 災害対策

第1章 災害予防

第1節 発災時等における業務体制の整備	2
第2節 施設に関する防災機能の整備	3
第3節 情報収集・伝達体制の整備	4
第4節 旅客公衆等に対する体制の整備	4
第5節 防災資機材の整備等	5
第6節 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用	5
第7節 ヘリコプターの活用	5
第8節 防災上必要な教育・訓練	5
第9節 広報体制の整備	6
第10節 消防、出水及び救助に関する措置	6
第11節 病院等医療施設における救護対策	6
第12節 電力の確保	6

第2章 災害応急対策

第1節 非常参集要員の参集	7
第2節 対策本部及び復旧本部の設置	7
第3節 情報の収集・伝達	7
第4節 発災後の状況報告	7
第5節 情報の提供	7
第6節 情報伝達手段の確保	8
第7節 応急復旧資機材の手配	8
第8節 地震発生時の列車の運転	8
第9節 旅客等の避難・誘導	8
第10節 社員等の避難等	8
第11節 自衛隊への救助要請	9

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧計画及び実施	9
----------------	---

第3編 東海地震への対応

第1章 災害予防対策

第1節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応体制の整備	9
第2節 施設の整備	9
第3節 事前広報	10
第4節 地震防災上必要な教育	10
第5節 地震防災訓練の実施	11

第2章 東海地震注意情報発表時の対応

第1節 東海地震注意情報の伝達	11
第2節 非常参集要員の参集	11
第3節 地震防災対策本部の設置等	11
第4節 旅客等に対する対応	12
第5節 情報の収集及び伝達	12
第6節 列車の運転	12
第7節 施設、設備に関する対策	13
第8節 東海地震注意情報の解除時の対応	13

第3章 警戒宣言発令時の対応

第1節 警戒宣言発令の情報伝達	13
第2節 非常参集要員の参集	13
第3節 地震警戒対策本部の設置	14
第4節 旅客等に対する対応	14
第5節 情報の収集及び伝達	14
第6節 列車の運転	15
第7節 施設、設備の点検整備	15
第8節 警備対策	15
第9節 避難対策	16
第10節 緊急輸送	16
第11節 発災後に備えた人員の配備手配	16
第12節 警戒解除宣言発令時の対応	16

第4章 東海地震発生後の対応	16
----------------	----

第4編 南海トラフ地震への対応

第1章 災害予防対策

第1節 地震防災上必要な教育	17
第2節 地震防災訓練の実施	17
第2章 南海トラフ地震発生後の対応	17

参考1：地震防災対策強化地域の検討の基とする想定震度分布	18
------------------------------	----

第1編 総則

第1章 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づき、東海旅客鉄道株式会社が、防災に関しとるべき措置を定め、もって防災対策の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

第2章 計画の構成

本計画は、第1編「総則」、第2編「災害対策」、第3編「東海地震への対応」、第4編「南海トラフ地震への対応」の4編で構成する。

第2編では、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各段階における各種災害に共通する基本的な事項を、第3編では、東海地震の地震防災応急対策に係る措置等に関する事項を、第4編では、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項を定める。

第3章 用語の定義

「関係行政機関」とは、関係する指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。

「関係公共機関」とは、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

「各鉄道事業本部等」とは、東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部（関西支社を含む。）及び静岡支社をいう。

「発災時等」とは、大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合をいう。

「強化地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく東海地震に係わる地震防災対策強化地域をいう。

「東海地震予知情報」とは、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に気象庁が発表する情報をいう。

「東海地震注意情報」とは、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に気象庁が発表する情報をいう。

「東海地震に関連する調査情報」とは、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に気象庁が発表する情報をいう。

「警戒宣言」とは、内閣総理大臣が、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て発令する宣言をいう。

「想定震度」とは、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」で報告された「地震防災対策強化地域の検討の基とする想定震度分布」（参考1）で示される震度をいう。

「津波危険予想地域」とは、津波の来襲による危険度が高いと予想される路線区間及び沿線地域で、地方公共団体により設定された避難対象地区や津波浸水予測図などから各鉄道事業本部等が定めたものをいう。

「がけ地崩壊危険地域」とは、強化地域内にある地方公共団体が指定する「地すべり防止区域」などから各鉄道事業本部長が定めたものをいう。

第4章 防災対策の基本方針

東海旅客鉄道株式会社が防災対策を推進するにあたっての基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 発災時等に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講ずること。
- 2 発災時等においては、迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずること。
- 3 鉄道施設等の迅速かつ適切な災害復旧を行い、もって輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮すること。
- 4 関係行政機関、関係公共機関、関係する地方公共団体及び関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずること。
- 5 本社、各鉄道事業本部等は、この計画の具体的な対策を各々の防災業務実施計画として定め、実施すること。

第5章 防災業務計画の見直し

東海旅客鉄道株式会社は、鉄道事業をとりまく社会経済情勢の変化や発災時の経験等を踏まえ、定常的に防災業務計画の内容を点検し、必要により修正を加えることとする。

第2編 災害対策

第1章 災害予防

第1節 発災時等における業務体制の整備

1 対策本部及び復旧本部体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。また、各鉄道事業本部等は、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置することとする。これら本部については、設置要件、構成、運営要領及び責任者が出社できない場合の代行順位等を整備しておくこととする。

2 非常参集体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するための参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておくこととする。

3 関係機関との連絡調整

(1) 本社、各鉄道事業本部等相互間においては平素より防災対策についての密接な連絡調整をはかることとし、特に、各鉄道事業本部等相互間では発災時に備えた協力体制を整備しておくこととする。

(2) 本社は関係行政機関及び関係公共機関と、各鉄道事業本部等においては関係する地方公共団体及び関係公共機関との間において防災対策についての連絡調整をはかることとする。

(3) 各鉄道事業本部等は、気象官署等との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報収集体制の整備に努めることとする。

4 被災時の業務執行

本社、各鉄道事業本部等は、被災時の業務執行方について予め定めておくこととする。

第2節 施設に関する防災機能の整備

1 施設の防災対策

各鉄道事業本部等は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかることとする。

2 気象設備等の整備

各鉄道事業本部等は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくこととする。

第3節 情報収集・伝達体制の整備

1 情報伝達ルートの確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実にいえるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立をはかることとする。

(1) 本社、各鉄道事業本部等は、必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておくこととする。

(2) 本社は、関係行政機関及び関係公共機関と、各鉄道事業本部等は、関係する地方公共団体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておくこととする。

2 情報伝達手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の災害応急処置、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、災害応急復旧無線電話等移動式通信設備、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業者が災害時・非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行っておくこととする。

第4節 旅客公衆等に対する体制の整備

1 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備

各鉄道事業本部等は、発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定めておくこととする。

2 負傷者の搬送体制等の整備

各鉄道事業本部等は、発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係する地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制を整備することとする。

3 駅構内等の秩序の維持

各鉄道事業本部等は、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努めることとする。

4 交通輸送対策の策定

各鉄道事業本部等は、発災時に備えて、災害区間着となり、又はこれを通過する旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに

併行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておくこととする。

5 津波危険予想地域にある駅及び施設における避難地等の掲示

各鉄道事業本部等は、津波危険予想地域にある駅の利用者及び施設等に勤務する社員、作業員その他施設に出入りする者の的確な避難を行うため、あらかじめ地方公共団体の定めた避難地、避難経路等を掲示することとする。

第5節 防災資機材の整備等

1 防災用品の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他救急に必要用品等を予め確保しておくとともに、それらの点検整備を実施することとする。

2 輸送手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に道路の通行規制が実施される場合等に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係する地方公共団体への緊急通行車両、緊急自動車の指定申請を予め行っておくこととする。

3 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

本社、各鉄道事業本部等は、社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時には緊急使用できるよう、その方法及び運用方について、予め定めておくこととする。

第6節 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用

本社、各鉄道事業本部等は、災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における業務の指示、手順等を予め定めておくこととする。

第7節 ヘリコプターの活用

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の人命救助、物資輸送及び災害復旧要員の輸送のためヘリコプターを使用する場合の手続き、運用方について、予め定めておくこととする。

第8節 防災上必要な教育・訓練

1 社員に対する教育・訓練の実施

本社、各鉄道事業本部等は、社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施することとする。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施することとする。

2 関係機関の訓練への参加

本社は、中央防災会議が実施する訓練に、各鉄道事業本部等は、地方防災会議等が実施する訓練に参加することとする。

第9節 広報体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時において、被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておくこととする。

第10節 消防、出水及び救助に関する措置

本社、各鉄道事業本部等は、火災、出水から人命及び施設を守るため次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 火気管理、指導の徹底等出火防止対策について必要な措置を講じておくこととする。
- 2 消防計画に基づき、消防設備を点検整備し消防体制を予め定めておくこととする。
- 3 その他必要な機器、用具等を点検整備することとする。

第11節 病院等医療施設における救護対策

直営医療機関は、救護対策として次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 救護の出動要請に対応できるよう救護班を編成し、救護計画を予め定めておくこととする。
- 2 負傷者等を収容するため、必要な設備、資材の点検整備をしておくこととする。

第12節 電力の確保

各鉄道事業本部等は、災害時における電力確保のため、非常用発電機等予備電源の利用方及び電力会社系統からの受電方を予め定めておくこととする。

第2章 災害応急対策

第1節 非常参集要員の参集

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により、予め定めた非常参集要員を原則として勤務箇所に参集させることとする。

第2節 対策本部及び復旧本部の設置

1 対策本部の設置

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により予め定めた組織により対策本部を設置することとする。

2 復旧本部の設置

各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により予め定めた組織により復旧本部を設置することとする。

第3節 情報の収集・伝達

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に旅客・施設の被災状況及び列車の運行状況等の情報を収集するとともに、関係箇所に対して情報を伝達することとする。

第4節 発災後の状況報告

本社は、災害の規模が関係行政機関の報告基準に達した場合はそれぞれの指定の箇所に発災後の状況等を報告することとする。

第5節 情報の提供

本社、各鉄道事業本部等は、次の各号に掲げる情報提供を行うこととする。

- 1 本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により旅客・施設の被災状況及び列車の運行状況を報道機関に情報提供することとする。
- 2 各鉄道事業本部等は、必要により旅客等に対し列車の運行状況を案内することとする。
- 3 各鉄道事業本部等は、必要により地方防災会議、関係する地方公共団体に発災後の情報を提供することとする。

第6節 情報伝達手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等において災害時優先電話・携帯電話・災害応急復旧無線電話・衛星通信等の活用により通話の確保に努めることとする。また、回線設定が不足した場合、臨時回線の構成等、通信回路運用措置をとることとする。

第7節 応急復旧資機材の手配

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の応急復旧資機材の供給について緊急調達の活用をはかるとともに、緊急配給体制を確立することとする。

第8節 地震発生時の列車の運転

各鉄道事業本部等は、地震発生により列車停止後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

- 1 津波危険予想地域には、津波の危険のないことが確認されるまでは列車を進入させない。
- 2 津波危険予想地域内の列車は、運転に支障がない場合は、次の停車場又は津波危険予想地域外まで安全な速度で注意して運転する。

第9節 旅客等の避難・誘導

各鉄道事業本部等は、発災時に旅客を安全な場所に避難させることとする。また、津波危険予想地域については、各鉄道事業本部等は、津波警報等が発表されたときなど津波の危険の可能性を知得した場合は、旅客等に対して次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 駅の利用者に対しては、放送等によりその内容を周知するとともに避難地への避難を呼び掛ける。
- 2 津波危険予想地域内で余儀なく停止した列車の旅客に対しては、避難地への避難誘導又は案内を行う。

第10節 社員等の避難等

社員等は、発災により危険の可能性を知得した場合は、旅客等への避難の呼掛けなど必要な措置を講じた後に、安全な場所に避難することとする。また、津波危険予想地域で業務に従事する社員等は、次の各号に掲げる行動をとるものとする。

- 1 津波警報等が発表されるなど津波の危険の可能性を知得した場合は、避難地へ避難する。
- 2 津波警報等の解除が発表されるなど津波の危険がないことが確認されるまでは津波危険予想地域では業務に従事しない。

第11節 自衛隊への救助要請

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の被害が甚大で、人命救助の必要がある場合、関係する地方公共団体の長を通じて、自衛隊への出動要請を行うこととする。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧計画及び実施

本社、各鉄道事業本部等は、災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

第3編 東海地震への対応

第1章 災害予防対策

第1節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応体制を整備するため次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の情報伝達方法を確立しておくこととする。
- 2 本社、各鉄道事業本部等は、地震防災対策本部、地震災害警戒対策本部の構成、運営要領等を整備しておくこととする。
- 3 各鉄道事業本部等は、夜間、休日等において地震防災対策本部の設置までの間の対応として緊急地震防災対策本部の構成、運営要領を整備しておくこととする。
- 4 本社、各鉄道事業本部等の関係各機関では、旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するための参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておくこととする。

第2節 施設の整備

1 情報連絡設備等の整備

本社、各鉄道事業本部等は、地震防災応急対策を実施するため、必要な情報連絡設備等を整備することとする。

2 その他施設の整備

本社、各鉄道事業本部等は、鉄道施設の地震に対する安全性の強化、地震時の長期間不通防止等の観点から関係施設の耐震化等を推進することとする。

3 線路に近接する施設等の整備

本社、各鉄道事業本部等は、線路に近接する施設等（こ線道路橋、線路近接建築物、煙突等）の落下、倒壊による鉄道線路への被害防止について、被害発生のおそれのある施設等の管理者に対し施設整備を緊急に実施するよう要請するとともに、関係行政機関、関係する地方公共団体等に対し、施設整備の指導並びにその推進を要望することとする。

また、線路に近接する当社用地外の斜面、のり面等の崩壊、土石流等により鉄道施設が被害を受けるおそれのある箇所についても強化対策等の実施を関係行政機関、関係する地方公共団体等に要請することとする。

第3節 事前広報

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合の強化地域内及び当該地域外での輸送確保の見込み、旅客の待機方法等につき、利用者等に周知をはかることとする。

第4節 地震防災上必要な教育

本社、各鉄道事業本部等は、社員に対し講習会、説明会の開催等を行うとともに、次の各号に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。

- 1 気象庁が発表する東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報）及び警戒宣言の性格並びにこれに基づきとられるべき措置
- 2 予想される地震及び津波に関する知識
- 3 地震防災応急対策に関する知識
- 4 地震災害応急対策に関する知識
- 5 地震防災として現在講じられている対策に関する知識

6 被教育者が果たす役割

7 その他必要な事項

第5節 地震防災訓練の実施

1 地震防災訓練の実施

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震を想定した地震防災訓練を年1回以上、社員を対象に次の各項に掲げる内容を基本として実施することとする。

(1) 東海地震注意情報及び警戒宣言の伝達訓練

(2) 非常参集訓練

(3) 列車の運転規制及び運転再開の訓練

(4) 旅客の避難・誘導、救護訓練

(5) 復旧体制及び災害復旧訓練

(6) 消防訓練

(7) その他必要な訓練

2 関係機関の訓練への参加

本社は、中央防災会議が実施する総合防災訓練に、各鉄道事業本部等は、地方防災会議等が実施する総合防災訓練に参加することとする。

第2章 東海地震注意情報発表時の対応

第1節 東海地震注意情報の伝達

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報が発表されたときは、予め定めた方法等により情報伝達を行うこととする。

第2節 非常参集要員の参集

本社、各鉄道事業本部等は、予め東海地震注意情報発表時の非常参集要員を指定し、東海地震注意情報が発表されたときは、直ちに原則として勤務箇所に参集させることとする。

第3節 地震防災対策本部の設置等

1 地震防災対策本部の設置

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報の発表後速やかに予め定めた組織により地震防災対策本部を設置し、本社地震防災対策本部長は、設置した旨を速やかに関係行政機関に報告することとする。

なお、夜間、休日等で地震防災対策本部の設置までに時間が要すると判断されるときは、各鉄道事業本部等は地震防災対策本部が設置されるまでの間、緊急地震防災対策本部を設置し、列車の運転手配及び旅客の状況等の情報の収集・伝達等、緊急業務を行うこととする。

2 地震防災対策本部の廃止

各地震防災対策本部は、地震災害警戒対策本部が設置されたとき又はその任務を満了したときに廃止することとする。

第4節 旅客等に対する対応

各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

第5節 情報の収集及び伝達

1 情報通信設備の指定

各鉄道事業本部等の指令員相互間での東海地震注意情報及び列車の運転に関する事項の連絡には指令専用電話を使用することとし、その他の事項の連絡には予め指定した緊急連絡用の電話を使用することとする。

2 地震防災対策本部設置後の状況報告

各地震防災対策本部は、東海地震注意情報発表後の列車の運転状況、旅客の状況等を随時本社地震防災対策本部へ報告することとし、本社地震防災対策本部は対策の実施状況を関係行政機関へ報告することとする。

第6節 列車の運転

各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報が発表された後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを行うこととする。

1 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への

進入を禁止する。

- 2 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

第7節 施設、設備に関する対策

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報が発表された場合には、警戒宣言が発せられたときにとるべき施設、設備に関する地震防災対策が円滑に実施できるように、その準備を行うこととし、次の各号に掲げる対策を関係業務機関に指示することとする。

- 1 緊急用自動車の点検整備を実施すること。
- 2 発災時危険が予想される建物等危険区域への立ち入りを禁止するために用いる柵、ロープ、掲示板等を準備すること。
- 3 工事現場等においては、警戒宣言が発せられたとき、速やかに工事が中止できるよう必要な準備を行うこと。
- 4 警戒宣言発令時に災害復旧に関係する社員を円滑に参集できるよう体制を整備すること。
- 5 協力会社等の復旧要員数を把握すること。
- 6 復旧用資機材の所在、数量等を確認するとともに、協力会社等の手持ちの資機材の数量を把握すること。

第8節 東海地震注意情報の解除時の対応

本社、各鉄道事業本部等は、東海地震注意情報の解除に係る情報が発表された場合には、東海地震注意情報発表時に実施した措置を取止めるとともに、旅客等に対し東海地震注意情報が解除された旨の情報を伝達する。

第3章 警戒宣言発令時の対応

第1節 警戒宣言発令の情報伝達

本社、各鉄道事業本部等は、警戒宣言発令の情報を受領したときは、予め定めた方法により情報伝達を行うこととする。

第2節 非常参集要員の参集

本社、各鉄道事業本部等は、予め警戒宣言発令時の非常参集要員を指定し、警戒宣言発令の

連絡を受けた場合、直ちに原則として勤務箇所に参集させることとする。

第3節 地震災害警戒対策本部の設置

本社、各鉄道事業本部等は、警戒宣言を受領後速やかに予め定めた組織により地震災害警戒対策本部を設置し、本社地震災害警戒対策本部長は、設置した旨を速やかに関係行政機関に報告することとする。

なお、各地震災害警戒対策本部は、その任務を満了したときに廃止することとする。

第4節 旅客等に対する対応

各鉄道事業本部等は、警戒宣言発令時、旅客等に対して次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- 1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係する地方公共団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

第5節 情報の収集及び伝達

本社、各鉄道事業本部等は、警戒宣言発令後、次の各号に掲げる内容により情報連絡手段の確保、情報収集・伝達を行うこととする。

- 1 各鉄道事業本部等の指令員相互間での警戒宣言及び列車の運転に関する事項の連絡には指令専用電話を使用することとし、その他の事項の連絡には予め指定した緊急連絡用電話を使用することとする。

また、通話がふくそうした場合、災害時優先電話・携帯電話・災害応急復旧無線電話・衛星通信等により回線設定に努めることとする。

- 2 各鉄道事業本部等の地震災害警戒対策本部は、警戒宣言発令後の列車の運転規制状況、旅客の状況等を随時本社地震災害警戒対策本部へ報告することとする。本社地震災害警戒対策本部は対策の実施状況を関係行政機関へ報告するとともに、必要により各鉄道事業本部等の地震災害警戒対策本部へ報告、指示、要請を行うこととする。

第6節 列車の運転

各鉄道事業本部等は、警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(新幹線)

- 1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(在来線)

- 1 強化地域への進入を禁止する。
- 2 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- 3 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

第7節 施設、設備の点検整備

本社、各鉄道事業本部等は、関係業務機関に対して警戒宣言発令後、次の各号に掲げる施設、設備の点検整備を指示することとする。

- 1 発災時危険が予想される建物等危険区域への立ち入りを禁止するために用いる柵、ロープ等で区画するとともに必要な掲示を行う。
- 2 エレベータ、ボイラー等の機械類は、最も安全な状態で停止させるとともに必要な掲示を行うこととする。
- 3 工事現場等においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のため必要な安全措置を施した後、作業を中止することとする。
- 4 石油類の貯蔵場所の点検及び駅等の火気の点検を実施することとする。

第8節 警備対策

各鉄道事業本部等は、駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持をはかるため、

混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めることとする。

第9節 避難対策

各鉄道事業本部等は、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないこととする。また、この地域にある駅等の旅客公衆等を予め定めた避難場所に直ちに避難させることとする。

第10節 緊急輸送

本社、各鉄道事業本部等は、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策の実施に必要な要員、資機材等の緊急輸送には緊急用自動車及びヘリコプターを活用することとする。

なお、緊急用自動車については、第2編第1章第5節、ヘリコプターについては、第2編第1章第7節に定めたところによる。

第11節 発災時に備えた人員の配備手配

本社、各鉄道事業本部等は、次の各号に掲げるところにより発災時に備えた体制を整えることとする。

- 1 災害復旧に関係する業務機関では、発災時に備えた体制を整えておくこととする。
- 2 協力会社等関係業者に復旧要員の待機を要請するとともに、その数を把握することとする。

第12節 警戒解除宣言発令時の対応

本社、各鉄道事業本部等は、警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒宣言発令時に実施した措置を取止めるとともに、旅客等に対し警戒解除宣言が発せられた旨の情報を伝達する。

第4章 東海地震発生後の対応

東海地震発生後については、第2編第2章及び第3章に定めるところにより対応することとする。

第4編 南海トラフ地震への対応

第1章 災害予防対策

災害予防については、第2編第1章に定めるところによるほか、次の事項により対応する。

第1節 地震防災上必要な教育

本社、各鉄道事業本部等は、社員に対し講習会、説明会の開催等を行うとともに、次の各号に掲げる事項について必要な教育を行なうこととする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生する予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 被教育者が果たす役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 地震防災訓練の実施

本社、各鉄道事業本部等は、南海トラフ地震を想定した地震防災訓練を年1回以上、社員を対象に次の各項に掲げる内容を基本として実施するよう努めることとする。

- 1 津波警報等の情報の伝達訓練
- 2 非常参集訓練
- 3 列車の運転規制及び運転再開の訓練
- 4 旅客の避難・誘導、救護訓練
- 5 復旧体制及び災害復旧訓練
- 6 消防訓練
- 7 その他必要な訓練

なお、大規模な地震を想定した地震防災訓練を兼ねて実施することができる。

第2章 南海トラフ地震発生後の対応

南海トラフ地震発生後については、第2編第2章及び第3章に定めるところにより対応する。

参考 1 : 地震防災対策強化地域の検討の基とする想定震度分布

